

# 市役所でも申告を受け付けます！

還付のみの申告受付期間

2/4(木)~2/15(月)

すべての申告・相談受付期間

2/16(火)~3/15(月)

## ■ 受付時間

9:00~11:00、13:00~16:30  
(土・日・祝を除く)

## ■ 受付場所

市役所本庁3階 303・304・305会議室

▶各支所でも受け付けを行っています

還付申告と給与・年金・雑所得・一時所得の申告、および所得のない方の住民税申告を受け付けます

※事業・不動産の所得がある方で、自動車等の運転ができず、本庁への来庁が困難な方(おおむね75歳以上の高齢の方、障害のある方など)は下記の日程にて支所で受け付けを行います

- 夜須支所 2月24日(水)、2月25日(木)の午前
- 香我美支所 3月3日(水)

申告会場の待ち人数を市HPやケーブルテレビでお知らせします！



## ■ 確定申告時のお願い

- 1 収支内訳書の事前作成**
- 2 早めの還付申告**
- 3 e-Taxの利用**
- 4 マスク着用・検温の協力**

※事業収入のある方で、収支内訳書を作成できていない方は、会場にて作成後、申告していただくことになります

## ■ 申告に必要なもの

- ▶認印(市県民税の申告の場合)
- ▶利用者識別番号(お持ちの場合)
- ▶申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード+免許証等
- ▶被扶養者・専従者のマイナンバーがわかるもの
- ▶還付申告の場合は、還付金振込先の金融機関・支店・口座がわかるもの(本人名義)
- ▶代理人が申告する場合は委任状(家族の場合は不要)
- ▶収入が証明できるもの  
給与・年金の源泉徴収票、個人年金等の支払証明書等、事業収入(営業・漁業・農業)・不動産収入の収支内訳書
- ▶控除が証明できるもの  
生命保険、地震保険の控除証明書、寄付金の受領書等
- ▶配偶者(特別)控除・・・配偶者の所得が分かる資料
- ▶障害者控除・・・障害者手帳
- ▶医療費控除・・・医療費の明細書(内訳書)または医療費通知



## ■ 南国税務署からのお知らせ

確定申告会場の開設期間

2/16(火)~3/15(月)

(土・日・祝を除く)

8:30~16:00 状況によって16時前でも終了する場合があります

☎088-863-3215

### ■ コロナ対策の取り組み

- ❗ 入場整理券が必要です！  
入場整理券の配布方法は、次の2通りあります。
- ❗ 感染症対策のお願い  
来場の際は、マスクを着用していただき、入場の際の検温の実施にご協力をお願いします。

会場で当日配布

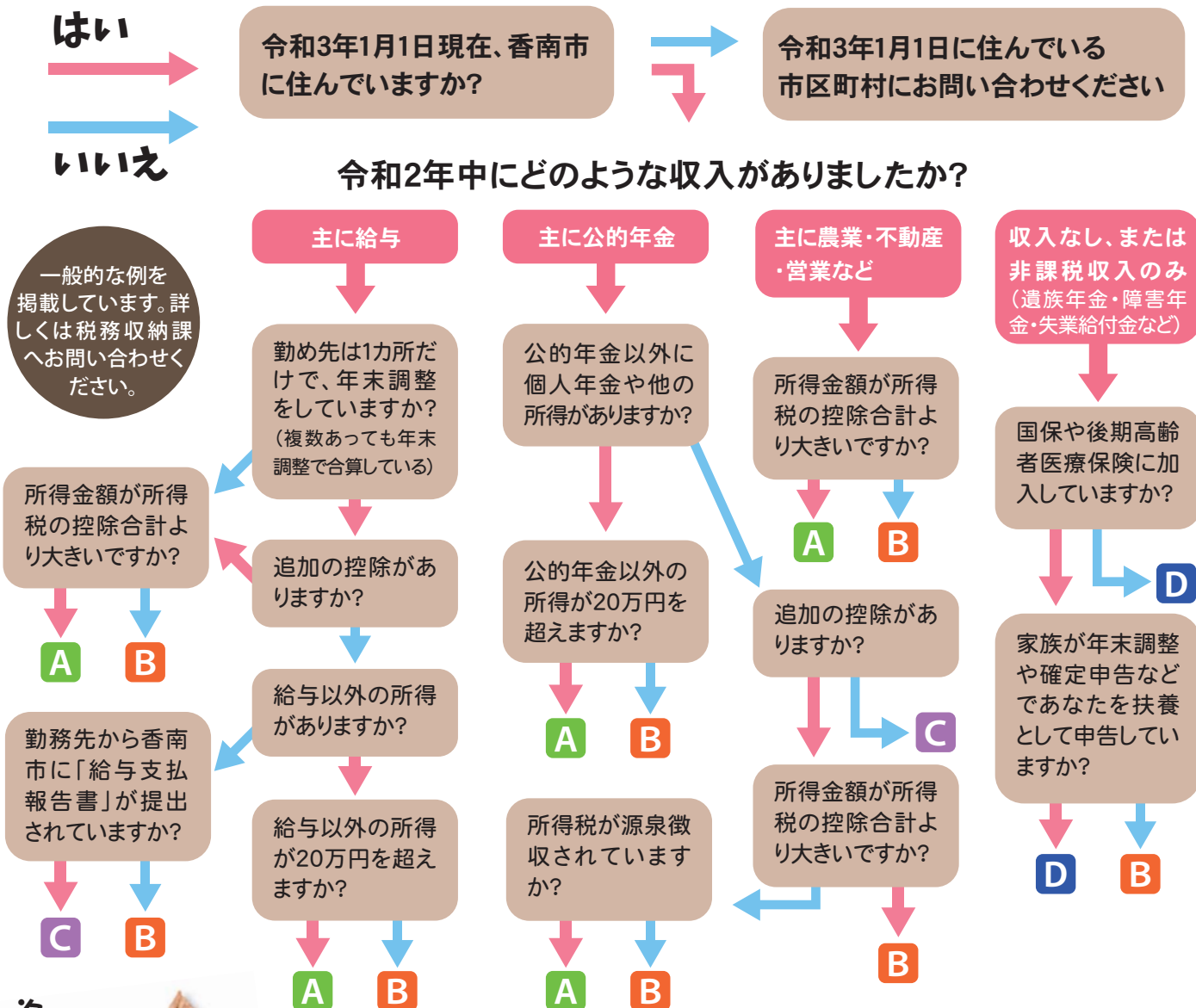
オンラインで事前発行

※詳しくは南国税務署にお問い合わせください

# 確定申告

## が始まります！

まずはかんたんチェック！ あなたは申告が必要ですか？



- A** 所得税の確定申告が必要です。(市・県民税の申告も兼ねます)
- B** 市・県民税の申告が必要です。
- C** 確定申告、市・県民税の申告は不要です。
- D** 確定申告、市・県民税の申告は不要です。 ※市・県営住宅、子どもの保育園・幼稚園、ひとり親医療、障害者医療等サービスを利用する場合や所得証明書等が必要な場合は「収入0」の申告が必要です

